

令和8年度第1回小牧市都市計画審議会 議事録

- 1 日時
令和8年5月29日（金） 13時30分から
- 2 場所
小牧市役所 東庁舎5階 大会議室
- 3 出席委員
大塚 俊幸 中部大学教授
萩原 聡央 名古屋経済大学教授
田中 敏保 小牧市建築設計事務所協会会長
舟橋 秀和 小牧市議会議長
大上 利幸 小牧市議会議員
佐藤 悟 小牧市議会議員
鈴木 裕士 小牧市議会議員
永井 孝典 小牧市議会議員
粕谷 哲司 小牧警察署長（代理：向井 克宏 小牧警察署交通課長）
常盤 啓一 小牧市区長会連合理事
酒井 美代子 小牧市女性の会会長
- 4 欠席委員
山下 智也 愛知県議会議員
稲垣 武磨 尾張中央農業協同組合代表理事専務
秦野 利基 小牧商工会議所副会頭
- 5 事務局
舟橋 朋昭 都市政策部長
川島 充裕 都市政策部次長
馬庭 貴彦 都市政策部都市計画課長
赤堀 真耶 都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子 都市政策部都市計画課都市計画係主査
今藤 潤 都市政策部都市計画課都市計画係主事補
水野 知広 建設部建築課長
- 6 傍聴者
2名

7 議事

第1 議案審議

議案第1号 尾張都市計画地区計画の決定について（小牧市決定）

第2 報告事項 桃花台地区の土地利用見直しについて

第3 その他

【事務局（馬庭課長）】

定刻前ではございますが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。

本日はご欠席となっておりますが、小牧商工会議所副会頭の秦野利基委員、小牧警察署長の粕谷哲司委員、なお、本日は交通課長の向井克宏様に代理出席をいただいております。小牧市区長会より朝日区長の常盤啓一委員に新たにご就任いただいております。

なお、その他の委員及び事務局の紹介につきましては、「小牧市都市計画審議会委員名簿及び事務局名簿」をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまより、令和8年度第1回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は11名であります。

したがいまして、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の舟橋よりあいさつを申し上げます。

【事務局（舟橋部長）】

改めまして皆さんこんにちは。

都市政策部長の舟橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は令和8年度第1回目となります都市計画審議会にお忙しい中にもかかわらず、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃より委員の皆様には、本市の都市計画の適正な発展のためご指導ご助言を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、本日は議案審議が1件、それから報告事項が1件ということであります。

ご審議いただく議案につきましては、市町村決定の都市計画のうち、地区計画の決定でございます。

また報告事項としまして、昨年の都市計画マスタープランの改定に基づき検討を進めております、桃花台地区の土地利用について事務局より説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、活発なご議論をお願い申し上げまして簡単ではございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（馬庭課長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

会長を務めさせていただいております、大塚でございます。

今日令和8年度の第1回目ということで、新しく委員に加わっていただいた方もいらっしゃるし、引き続きの方もいらっしゃいますのでどうぞよろしくお願ひします。

都市計画審議会といいますと、小牧市の都市の基盤をどうしていくのかを審議するという意味で大変重要な役割を担っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

今日の議題は、先ほど部長からご紹介ありましたように、報告も含めて2件ということですが、いずれも重要な議案でございますので慎重にご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

【事務局（馬庭課長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおりとなっておりますのでご確認よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大塚会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

日程第1、議案審議ですが、議案第1号、都市計画地区計画の決定について事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局（赤堀係長）】

会長、都市計画課 都市計画係長 赤堀。

それでは、議案第1号尾張都市計画地区計画の決定について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

はじめに、議案をご説明する前に、地区計画制度につきまして説明させていただきます。

一般的に、土地利用や建築物等を建築しようとする場合にあっては、都市計画法の用途地域や建築基準法などの制限を受けることとなりますが、地区計画につきましては、地域の特性に応じ、さらにきめ細かい規制・誘導を図るため、一定のまとまりを持った地区を対象に、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などを定めることにより、周辺地域と調和した良好な住環境及び工業環境の形成と保全を図るための都市計画の制度であります。

併せて、都市計画で定める地区計画の内容を実効的なものとするため、本市におきましては、「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の中で、建築物に関する具体的な制限を定めております。

なお、現在、本市におきましては、12地区で地区計画を定めております。

それでは、議案第1号尾張都市計画地区計画の決定についてご説明申し上げます。

提案理由であります。大草年上坂地区計画の区域につきましては、民間事業者が開発し、工業地としての土地利用が予定される区域であります。

この区域は、市街化調整区域であり、今後、将来にわたって、周辺環境と調和した良好な工業環境の形成と保全が図られるよう、地区計画を決定しようとするものであります。

続きまして、当該地区計画の内容についてであります。

議案書の1ページをお願いします。

名称は大草年上坂地区計画、位置は小牧市大字大草の一部、地区面積は約9.0ヘクタールであります。

3ページ、総括図をお願いします。

図面右側となりますが、当該地区計画は本市の東部にあり、国道19号線をはじめとする幹線道路や東名高速道路及び中央自動車道のインターチェンジに近接した広域交通の利便性が高い地区であり、本市都市計画マスタープランにおいては、工場や物流、先端産業系の新産業、研究開発等に関わる施設としての土地利用を想定する産業候補地区に位置づけております。

4ページ、計画図をお願いします。

こちらは、当該地区計画の区域界をお示ししております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

表中4行目となりますが、地区計画の目標についてであります。

土地利用の規制、誘導を図り、周辺環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標とします。

次に、区域の整備開発及び保全に関する方針についてであります。

土地利用の方針では、周辺環境への影響に留意するとともに、物流施設を主とした工業系の土地利用に純化することにより、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることとします。

地区施設の整備方針では、周辺環境に配慮し、緑地、調整池を区域内に整備することとしています。

建築物の整備の方針では、周辺環境に配慮した工業環境の形成と保全を図るため、建築物等の用途、建築敷地面積、建築壁面の位置、建築物等の高さなどの制限を定め、その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針では、ゆとりと潤いのある工業環境の向上及び周辺環境との調和を図るため、地区内の緑化に努めます。

続きまして、その下段、地区整備計画、地区施設の配置及び規模、建築物等に関する事項であります。

地区施設の配置及び規模では、区域内に配置する地区施設の一覧を記載しております。4ページ、計画図と併せてご覧ください。緑地は1号から8号あわせ約0.29ヘクタール配置します。その他の公共空地として、約10,000立方メートル貯められる調整池を区域内に配置します。

続きまして、建築物等の用途の制限では、当該地区で建築可能なものをあげており、

1として、物流施設。

なお、ただし書きに記載しております、建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるものとは、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物が該当し、こうしたものは建築できないこととするものであります。

2として、1の建築物に付属するものであります。

建築物の敷地面積の最低限度では、5,000平方メートルとし、土地が細分化され小規模な工場等が乱立し、工業環境が悪化することを防止するためであります。

次に、建築壁面の位置の制限であります。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道水路境界線及び道水路境界線以外の敷地境界線までの距離は4メートル以上とするものであります。近隣住民への騒音等への影響を配慮し、4メートル以上としています。

次に、建築物の高さの最高限度についてであります。

周辺に既存住宅はございませんが、区域内に高層建築物が建築された場合の日影による影響を考慮し、35メートルに設定しております。

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

こちらは、縦覧の際に添付しました理由書でございます。先ほど、ご説明申し上げた内容と重複いたしますので説明を割愛させていただきます。

続きまして、都市計画の手続きの経過につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、当該計画案の作成にあたり住民の意見を反映するための措置として、公聴会を開催し、意見を述べようとする方の募集を行いました。公述申立はありませんでした。

その後、都市計画法第16条第2項の規定に基づく小牧市地区計画等の原案の掲示方法及び意見の提出方法に関する条例第2条の規定による縦覧を2週間行ったところ、期間内の縦覧者は1名で、意見の提出はありませんでした。

縦覧後、愛知県に対し事前協議申請を行い、県から異存のない旨の回答をいただきました。

そして、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を令和8年4月6日から4月20日にかけて2週間行い、期間中の縦覧者は2名で、意見の提出はございませんでした。

最後に、本日、ご議決をいただきました後の手続きにつきましては、愛知県知事との協議の後に地区計画の決定告示を行い、その後、「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する条例を9月議会に上程し、議決後に条例を施行する予定でございます。

また、本議案に関しまして、本日ご欠席の秦野委員から、今回の計画地北側で進められているハイウェイオアシス及びスマートインターの開業による様々な影響や東部地域の開発行為による周辺環境への影響をご心配するご意見をいただいております。

市といたしましては、事業者に対して、地区計画の方針に基づき周辺環境へ十分に配慮した整備を行うよう改めて指導する旨をご回答させていただきましたので、ご報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

ただいま、議題についての説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

地区計画とは何かということも最初に説明いただきましたし、具体的な計画の中身についても説明がありましたが、いかがでしょうか。

【大上委員】

1点お聞きしたいのですが、この地区はまだ物流がなかったと思うのですが、ここが物流に規定された理由が何かあれば教えていただきたいです。

【大塚会長】

今のご質問は、なぜ製造業ではなく物流かという意味ですね。
産業候補ゾーンで様々な可能性がある中でなぜ物流なのかと。

【大上委員】

はい。

【事務局（馬庭課長）】

今回、なぜ物流施設に限定した制限というところですが、今回の案件につきましては民間事業者から、物流施設の建設を目的とした開発ということで、地区計画の都市計画決定のご依頼を受けたため、市の方で地区計画の都市計画決定を進めていくといった手続きになっております。

そうした中で、市街化調整区域ですので業種が何でも自由に建築できてしまうということではなく、できる限り制限はかけていきたいということもあり、事業者が予定している物流施設であれば建築可能とする内容の地区計画に定まったというような流れでございます。

【大塚会長】

市としても、都市計画マスタープランで都市がどうあるべきか、ということを決めており、その中で経済活動の拠点として産業候補ゾーンという、産業を誘導するエリアを定めており、その1つが只今の提案にあった場所ということだと思います。

心配されるのは、本日ご欠席の委員からもありましたが、周辺環境との調和をいかに、ということで、計画書1ページの土地利用の方針や地区施設の整備の方針などほとんどの欄に、周辺環境の影響に配慮してと書いてありますが、実際にそれをやっていくことが一番重要なのかなと思っております。

その他、いかがでしょうか。

【大上委員】

物流ということで、トラックの出入りがあると思うのですが、トラックはどの道を使うかなど、どういった利用が想定されているのかをお聞きしたいです。

【事務局（赤堀係長）】

大型車の1日の通行量としましては、出入庫数各377台、計754台を想定している

ということで、通行経路としましては、春日井インターチェンジ、小牧東インターチェンジから国道 19 号線を通り、宮ノ上交差点から市道神谷小牧線経由で都市計画道路小牧東部中央線に面した出入口に至る経路を予定しているということです。

【大上委員】

今後、スマートインターが開設したら、そちらの利用も想定されているということですか。

【事務局（馬庭課長）】

スマートインターが開設するとその分の交通量もプラスされていくという想定がございまして、この台数と今回の物流施設によって増加する交通量を合わせた台数を見込んでいます。ルートとしては重なる部分がございますので、交通量に関してはハイウェイオアシスの計画の部分も加味した上で今回の事業用地の計画も進めていただいているという状況でございます。

【大塚会長】

今のご質問は、スマートインターが開設したら、その交通量予測がどうなるかということで、スマートインターを今回の物流施設のトラックが通るかというご質問ではないですね。

【大上委員】

当然利用はあると思うのですが、そこを加味した交通量ということで、内容は分かりました。

【大塚会長】

アクセスや交通量に関してのお話がありました。
他はいかがでしょうか。

無いようでしたら、採決に入ります。

議案第 1 号尾張都市計画地区計画の決定について、原案通り可決することにご異議はございませんでしょうか。

【全委員】

<異議なし>

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号尾張都市計画地区計画の決定について、は原案のとおり可決さ

れました。

次に、日程第2、報告事項に移ります。

報告事項（1）桃花台地区の土地利用見直しについて、事務局より説明を求めます。

【事務局（赤堀係長）】

会長、都市計画課 都市計画係長 赤堀。

それでは、報告事項（1）桃花台地区の土地利用見直しについて、ご説明いたします。

前回の都市計画審議会でもご報告いたしましたが、現在桃花台地区では、昨年3月に改定した都市計画マスタープランに基づき、主に戸建て住宅の居住エリアにおいて、良好な生活環境を維持しつつ、利便性を確保するための地域ニーズに応じた都市計画の変更を検討することとしており、桃花台の戸建て住宅にお住まいの方を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、用途地域や地区計画の変更を検討しております。

報告資料1をお願いします。

1. 土地利用に関する方針についてです。

先ほどもご説明しましたとおり、都市計画マスタープランや東部振興構想において、桃花台地区のまちづくりの方針を定めておりますが、地区計画の制度により、住宅以外の店舗兼用住宅の店舗部分について事務所や学習塾などの限られた用途しか建築できない制限となっていることから、建築物の用途緩和などの都市計画変更の検討を進めているところです。

次に、2. 現状の整理についてです。

ここで、報告資料3の計画図上側の変更前の図もあわせてご確認ください。

赤色のA地区は用途地域が第一種低層住居専用地域で、地区計画の制限により戸建て住宅のほか、事務所、学習塾等の教室、アトリエ・工房を兼ねる戸建て住宅などしか建築できないこととなっています。

青色のB地区については、用途地域が第一種中高層住居専用地域となっていますが、地区計画により、A地区と同様の制限がかかっています。

緑色のC地区につきましては、用途地域が第一種中高層住居専用地域で、500平方メートル以内の店舗・飲食店等が建築可能となっています。

今回の見直しでは、A地区およびB地区の制限について見直しを進めているところです。

報告資料1にお戻りください。3. 地元住民等の意向調査についてです。

本審議会でも随時ご報告はしてまいりましたが、昨年4月から6月にかけて、桃花台の戸建て住宅の住民である約4,500世帯の方を対象に、居住する地区にあったら良いと思う店舗の種類等についてアンケートを実施いたしました。

その結果、店舗兼用住宅の店舗部分について飲食店や食品販売の店舗、ほかにも地域コミュニティに関する店舗や施設を望む声も一定数あったことから、店舗兼用住宅の用途緩和については需要があると考えています。

地元区との調整状況につきましては、昨年11月に桃花台地区の戸建て住宅がある19区の区長に対して意見聴取を行いまして、「将来の活性化に必要である」との意見がある一方、「閑静な住環境は守るべき」、「出店者には、周辺環境への十分な配慮を求めてほしい」などの様々な意見が出されたところです。

また、地元区に対しては、昨年度から区長会の会合の場などを通して、今回の都市計画変更の内容について継続的に説明を行っています。

次に、4. 都市計画変更(案)の内容についてです。

まず、①地区計画の変更内容として、A、B地区における「店舗兼用住宅の店舗部分の用途」について、第一種低層住居専用地域で建築可能な用途まで制限を緩和することとします。これにより、日用品店舗、食堂・喫茶店、理美容院等のサービス業店舗、パン屋等の食品製造業などが兼用住宅で建築可能となります。なお、店舗利用者による交通量や路上駐車が増加が懸念されるため、市が店舗兼用住宅等を建築する者に対して、駐車場の確保や周辺環境へ配慮及び地域住民への説明などを求める等の運用に関するルールを独自に定めることを検討しています。

報告資料2をお願いします。

こちらは、ただいま説明いたしました、地区計画の変更案になります。

1ページ下部、地区整備計画の欄をお願いします。

これまでA、B地区としておりましたが、今回の変更で制限内容が同一となるため、まとめてA地区とし、先ほどご説明いたしました種類の店舗が兼用住宅として建築できるよう記載内容を変更いたします。

なお、建築可能となる種類につきましては、資料8ページに詳細を記載しておりますので、改めてご確認ください。

報告資料3をお願いします。

地区計画の計画図です。先ほどもご説明しましたとおり、これまでB地区としていた箇所を含めA地区といたします。

報告資料2にお戻りください。

②用途地域の変更についてですが、B地区は、第一種中高層住居専用地域であるにも関わらず、地区計画でA地区と同様の制限になっており用途地域が不一致となっていたため、A地区と同様第一種低層住居専用地域へ変更いたします。

報告資料4に用途地域の変更について図示しておりますので、またご確認をお願いします。

次に、5、今後のスケジュールについてです。

7月頃に予定している東部まちづくり審議会で本内容を報告後、9月に公聴会、10月、12月に案の縦覧を実施し、1月の都市計画審議会で議案として審議していただく予定としております。議決をいただけましたら、年度内に都市計画決定を行う予定です。

以上、簡単ではございますが桃花台地区の土地利用についての説明とさせていただきます。

【大塚会長】

ありがとうございました。

報告事項ということではありますが、委員の皆様からご質問等ございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。

【大上委員】

資料1の2ページ目、4の都市計画変更の内容の①の米印のところですが、周辺への配慮及び地域住民の説明などを求める等の運用に関するルールを独自に定めるとあります。

まだ最終的な内容は決まってないと思いますが、どのようなルールを考えられているかを教えていただきたいです。

【事務局（赤堀係長）】

市の独自の運用ルールについてのご質問でございます。

市としましては、出店される方に対し、利用者の駐車場の確保ですとか周辺環境への配慮、また、地域住民の方に業種についてこういったことを配慮しますといった説明をしていただくということを定めるといった内容で検討を進めているところになります。

【大上委員】

例えば駐車場を業種によって何台にするとか、そういったことは考えられているかどうか。

【事務局（馬庭課長）】

具体的な駐車場の台数となってくると、法律的な拠り所がないような中身の部分になってきますので、周辺自治体の事例も踏まえ台数をどうするか、具体的に数字として定めるのかどうか、駐車場を確保するようにしてくださいとお願いの文章にとどめるか、検討していきたいと考えております。

【大上委員】

ありがとうございます。

続きまして、前回、私の方から、地元でトラブルになっている話をさせていただいたのですが、今後トラブルが起きたときにまた区長様のところに市民の皆様が駆け込んだりといったことがあるかもしれませんが、都市計画だけでなく、関連部署等も含めてしっかり対応してもらいたいところも説明をしていただきたいと思います、これは要望ですが、検討していただけないかなと思います。

【大塚会長】

今回の見直しは、これまで閑静な住宅地として維持してきましたが、この住宅地が持続的に発展していく、持続性を持つていくためには何が必要かを考えると多様性というものも住宅地の中にも必要になってくるということで、そういう多様性を生み出すための1つの方法として用途を緩和することにより様々なものが入ってきて、働きながら、そこで住みながらまちづくりの担い手になっていくというような可能性もあるかなと思っておりまして、いい方向に進んでいくといいなと思っています。

一方で、お住まいの方にとっては不安なことがいろいろあると思いますので、その不安が解消できるようなことも同時にやっていただく必要があります。

法的な根拠を持ってルールを作るというのは多分難しいと思うのですが、他市でやっているのは、地元の住民たちが紳士協定的に、私たちはこういうまちにしていきたいんだと、その内容についてルールのようなものを作り、住民の方々も共通の認識で持っていただくとトラブルも少なくなっていくのではないかと思います。

その他、いかがでしょうか。

【萩原委員】

今回の変更でB地区もA地区になる、地区計画で制限をかけていることによる用途地域の不一致をなくす、とご説明いただきました。B地区がA地区に変わってもデメリットはないというように理解しているのですが、そもそもA地区とB地区が全く同じ制限であるのになぜ用途地域が異なっているのか、その点について教えていただきたいです。

【事務局（赤堀係長）】

この桃花台ニュータウンが開発された際の宅地分譲された時期が違うということが理由になっております。

まず先に、平成8年の桃花台地区計画都市計画変更で、A地区の整備区域として185.3ヘクタールが開発されました。

その後、B地区につきましては、A地区の後に追加して指定された地区であるため用途がA地区と合っていない状況になるのですが、平成19年に都市計画変更がございまして開発、分譲がされた土地になります。

ただ、こちらも住居専用の開発がされているということで、地区計画でA地区と同様の制限をつけて宅地分譲されたため、A地区と同様の制限がかかっている土地ということになっております。

【事務局（馬庭課長）】

補足させていただきます。

A地区につきましては、当初の桃花台ニュータウンの新住宅市街地開発事業の方で整備がされて分譲がされました。その後にB地区、2ヶ所ございまして、北西の部分がその造成にあたってだと思いますが、雨水の調整池があったところになります。もう1ヶ所、中央部分になりますけども、こちらは桃花台造成のときの県の建設事務所があったところになります。

新住宅市街地開発事業が平成11年に終わり、建設事務所があったところと調整池があったところを愛知県住宅供給公社が分譲されたということで、当初の用途地域であった第一種中高層住居専用地域の状態で、地区計画によって制限をそそえたという形になっていましたが、用途地域のずれが現在まで続いてきているということで、今回、都市計画変更を行いたいという流れになっております。

【萩原委員】

ご説明ありがとうございました。よくわかりました。

質問した趣旨としましては、B地区に住まわれている方が、用途地域が変わることによって何かしらデメリットがあったら良くないと思っていたのと、B地区に住まわれている方々はもう承知しているということですね。

【大塚会長】

もうすでに住んでみえる方は、すでに低層の住宅に住んでいるので問題はないのかなと思いますが、今のお話を伺っていて、要はA地区とC地区っていうこの表が今後残っていくわけですね。

今我々は、B地区が無くなって統合したというのは知っているけれども、これだけが残って後世に受け継がれていったときに、何でBがないのか分からなくなったり、事務的に問題になったりすることはないのかと気になりましたのでご検討いただければと思います。

【事務局（馬庭課長）】

C地区については、現在コンビニがあるところですが、こちらが第一種中高層住居専用地域で独自の制限を持った地区になっております。ここを例えばCを改めてB地区にするか、今のBをA地区に統合するかのどちらかのパターンかと思うのですが、C地区をB地区にしてしまうと、今までのB地区の制限と混同してしまうようなことが気になりましたので、今の段階では、Bを廃止してAに統合するという形にしておりますけれども、今後、具体的に手続きに入ってくる中で、愛知県とも調整しながら確定させていきたいと思っております。

【大塚会長】

欄外のどこかに注意書きとして、旧B地区はA地区に統合、というような一文を入れておくという方法もあるかと思っておりますので、そこも含めてご検討いただければと思います。

その他、よろしいでしょうか。

【大上委員】

建築を伴わない、例えば空き地になったところにキッチンカーで何かやっていくっていうのは全く問題ないのでしょうか。または、店舗の駐車、自宅の駐車場にキッチンカーを設置してっていうのは、地区計画の制限に当てはまるのかどうか教えてください。

【事務局（水野課長）】

建築課長、水野。

キッチンカーは建築物ではございませんので、この地区計画にかかることはございません。ただ、キッチンカーであっても、固定して、ずっと置いてやることについては建築物になってしまいますので、タイヤではなく基礎等しっかり作ってやってくださいという話になります。ただ今回は、兼用住宅の店舗ということになりますから、住宅がなく店舗だけだとまた問題があるのではないかと思います。

【大塚会長】

ありがとうございます。

では次に日程第3その他について、でありますけれども事務局から何かございますか。

【事務局（馬庭課長）】

会長、都市計画課長 馬庭。

その他といたしまして事務局から3点ございます。

1 点目としまして本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただいた後、市のホームページにて公開させていただきます。

2 点目としまして、次回の審議会のご連絡です。

次回は 10 月ごろを予定しております。

日程が決まり次第改めてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

3 点目としまして交通安全についてのお願いであります。

交通安全には日頃から十分に気をつけていただいていると思いますが、横断歩道は歩行者優先であります。

車を運転される際には、歩行者などの早期発見に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【大塚会長】

以上をもちまして本日の日程はすべて終了といたします。

これをもちまして、令和 8 年度第 1 回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。